

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退(福祉保健課)

都市計画の変更(都市計画課)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第六百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十一条の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条の規定により次のとおり告示する。

平成八年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	平成八年八月十一日
赤山薬局支店	境港市上道町一八五五	〃
星野医院	鳥取市青葉町二丁目一六五	平成八年九月十三日

鳥取県告示第六百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目二二〇)において公衆の縦覧に供する。

平成八年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園及び羽合都市計画公園九・六・一東郷湖羽合臨海公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡東郷町大字引地字舞鶴及び字寺前

鳥取県告示第六百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成八年九月四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成八年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市賀露町一三二二 株式会社ジューケン 代表取締役 石田 正美	道路の位置の指定場所 倉吉市上井町一丁目二 七九一三	道路の幅員及び延長 幅員 四・〇～四・五メー トル 延長 二七・九メートル
--	----------------------------------	--

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

平成八年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成八年九月十七日(火)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 三 議題 (一)公職選挙法による選挙事務規程等の一部改正について
(二)不在者投票管理者を置くことのできる施設の指定について

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】